

労働災害防止対策昇降設備等導入助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、労働安全衛生規則等一部改正（令和5年10月1日施行）に伴う影響に対応するため第3条の要件を満たす労働災害防止対策等に係る費用を負担した北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象者は助成対象機器の導入時及び支払い時、並びに申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象項目は以下のとおりとする。但し、中古品やレンタル品、また国から補助金が交付された機器は対象としない。

(1) 昇降設備（トラックに取付けられているステップのほか、脚立など作業の際に持ち運びが可能な可搬式の設備も助成対象とする。ただし、トラックへの取手の取り付けは助成対象外とする。）

2 第1項(1)で定めた設備は、令和7年4月1日から令和8年3月19日の間に、導入及び支払い（リース契約の場合は契約締結）が行われたものを助成対象とする。

3 第1項の支払い及び契約は、会員事業所によって行われていなければならない。

(助成額)

第4条 助成額は消費税と施工取付工賃等を除く、取得額の2分の1の金額とし、上限を3万円とする。

(助成上限)

第5条 本事業の助成申請回数上限は、1事業者あたり1回までを上限とする。

(助成金の請求)

第6条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

(1) 北ト協で定めた様式

(i) 様式1「労働災害防止対策昇降設備導入実績報告書（兼助成金交付請求書）」

(ii) 様式1の2「労働災害防止対策昇降設備導入内訳書」

(2) 添付書類

(i) 第3条助成対象項目の取得額がわかる書類の写し（見積書・納品書・請求書）

※ 記載されている価格が車両全体等で、助成対象設備の取得額が不明な書類の場合は、当該機器の販売会社等へ助成対象設備の取得額がわかる書類の発行を依頼し、あわせて添付する。

※ リース契約や割賦購入の場合は、販売店・代理店が発行した見積書等を添付する。

(ii) 第3条助成対象項目のメーカーや型式がわかる書類

①昇降機の場合・・・製品カタログや取扱説明書の写し等

②昇降ステップの場合・・・取付した状態での写真

(iii) 下記の書類のいずれか

① 助成対象項目の支払いを行ったことがわかる書類の写し

(領収書・割賦販売契約証)

※ 領収書において、他の支払いが含まれている等、同号の添付書類(i)の金額と一致していない場合は、以下のいずれかの対応を行う。

(1) 金額の内訳が確認できる書類の添付

(2) 余白に「申請設備台数分の支払いを含む。」と記入

② リース契約の場合はリース契約書の写し

※ リース物件が車両全体で、自動車登録番号(ナンバー)の記載がない場合は、余白に自動車登録番号標(ナンバープレート)の記載内容を記入する。

2 北ト協は、請求を行った会員に対し必要に応じて、申請内容の確認若しくは別途書類の提出を求めることができる。

(請求期限)

第7条 請求期限は、令和7年4月1日から令和8年3月19日(北ト協必着)までとする。

2 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第8条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。